

会議結果まとめ

第7回京丹波町公共料金等審議会

日 時 平成20年7月8日(火) 午前9時00分
場 所 京丹波町役場議場
出席者 8名

1 開会

2 会長あいさつ

皆様おはようございます。委員の皆様、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。前回の審議会におきまして、地域により異なっている水道料金について、町の一体制の確保等から統合すべきであるという基本方針を決定いただきました。本日は基本料金への配慮や料金体系の細分化などについて、慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

3 報告

水道事業関係条例(2条例)の一部改正について、水道課より内容説明。主に使用料の徴収に係る字句の欠落等整理を行ったもの。委員より特に質疑等なし。

4 議題

(1) 水道料金の適正なあり方について

＜担当課より財政シュミレーションや使用料金のシュミレーション、また加入分担金の現状について、配布資料をもとに説明＞

(委員) 料金シュミレーションの例1と例2における基本料金の算定根拠は？

(担当課) 例1については、現行基本料金を m^3 あたりに割戻し、設定基本使用水量で算出した。

例2については、 $13m/m$ では使用料で水道事業会計を運営していくとの想定のもとで算出した額で、概ね現行の7割として試算し、その他の口径は例1と同様とした。

(委員) 例1については財政上将来的に厳しい内容であり、また例2においては使用水量の極端に多い大口加入者に負担が大きくなっている。特に高齢者等の実態把握が困難であったとのことであるが、福祉施策的なもので、減免等具体策を検討してはどうか？

(担当課) 高齢者等の実態把握については、世帯分離や離れなど、加入者によってばらつきもあり、全てを把握し料金表に反映していくのは困難であるというのが実態であった。

(委員) やはり減免等の措置は別途町施策として検討するほうがよい。また大口加入者の超過料金の設定についても再考が必要ではないか。

(担当課) 今回の試算については、今後の建設改良費等の返済等も含めた使用料設定が一定必要と考えており、公平な負担の原則や旧町での料金設定に係る経過も含め、今後住民の方に理解を求めていく上では、担当課として段階的な見直しも視野に入れて検討していく必要があると考えている。

(委員) 超過料金の設定によって大口加入者への配慮は可能か？全体の料金体系のバランス

の関係で問題があるか？

(担当課) 高齢者等や大口加入者への配慮については、全体として使用料の減収になる。ただし極端な料金負担については、超過料金の設定も含めて検討は必要と考える。また参考までに報告すれば、水道協会の使用料算定要領によれば3～5年間で見直すことが適当であると示されている。

(委員) 基本料金への配慮についても、基本使用水量の設定など再度検討しなおすことも考える必要がある。

(委員) 特に要配慮者への配慮について料金表への反映が難しいので、例えば申請による減免措置や、企業誘致の観点から大口加入者への超過料金の再考など、具体的な料金体系は町で検討いただくとして、全体的な水道料金の在り方についても、財政上の問題や見直しの時期など、担当課でまとめていただいている方向でよいのではないか。

(委員) 大口加入者の使用水量における近隣市町村との料金比較は出来るか？

(担当課) 概算であるが、75m/m 口径で 8,000 m³使用したとして、京丹波町で 1,753,000 円、南丹市（園部）では約 1,300,000 円となる。

(委員) 低所得者への配慮、大口加入者への配慮を行えば、財政上厳しい状況となるのは理解できるが、その分が一般家庭の使用料に反映されとなれば、現行の使用料が大きく違う中では激変となる世帯もあるので、全体的な料金体系そのものを見直さなくては、(財政的に厳しい状況で) 配慮することを視野に入れた中では、段階的な緩和措置も検討しながら実施していく方法しかないのではないか。

(会長) 一定意見集約すると、料金表とは別に、財政上の運営も含めて、高齢者等への配慮や大口加入者の超過料金の設定などを検討していく方向でよいか？

<委員 承認>

(会長) 次に加入分担金の現状等について意見を求める。

(委員) 基本的には丹波・瑞穂地区に和知地区を合わせる方向でよいのでは？丹波・瑞穂地区の分担金は和知地区に比べて高いが、これまで分担金の違いによる問い合わせ等弊害はあったか？

(担当課) 16年度に丹波・瑞穂地区は改定しているが、それ以降特に問い合わせ等はない。

(委員) 75m/m の加入分担金の根拠は？実際の設置費はどれぐらいになるのか？

(担当課) 設置費について町が負担することはない。加入分担金についてはそれまでの本管工事等に対して負担いただくというもので、加入申込に対して町が設置するというのではなく、本管から宅内などの引込工事費も別途設置者負担となる。

(委員) 一般家庭では 13m/m がほとんどであると思うが、20m/m の設置者があるのか？

(担当課) 丹波・瑞穂地区ではない。和知地区では水圧の関係で 20m/m を設置された経過があったのではないか。

(会長) 加入分担金については、原則(金額も含めて)丹波・瑞穂地区に統合する方向とし、特に高額な大口口径については、近隣市町村との調整も視野に入れて検討していく方向でよいか？

<委員 承認>

(委員) 水道料金の設定に向けては、施設の維持管理費等コストダウンに向けての取組みなど、歳出削減への取組みを実施していただくようお願いしておきたい。

(2) その他

(事務局) 次回審議会については、一定水道料金に係る答申(案)を示させていただき、再度内部調整した後その他の料金について審議をいただく方向でお願いしたい。

<委員 承認>

(会長) 第6回会議録については公開してよろしいか。また次回審議会についても、原則公開としてよろしいか?

<委員 了承>

(会長) 次回は平成20年8月18日(月)の午前9時からでよろしいか?

<委員 了承>

5 閉会

白樫副会長あいさつ